



栃木市 ALT

サビド ロバート
SABIDO ROBERTO さん

栃木市教育委員会に所属する ALT（Assistant Language Teacher、外国語指導助手）として市内の小中学生に英語を教えている、サビド ロバートさんにお話を伺いました。

現在、藤岡小学校や皆川中学校で英語を教えているロバートさんが、生まれ育ったフィリピンを離れ日本に来たのは15年前。「もともとフィリピンで教師をしていました。35歳の時に日本で ALT の募集があると聞き、フィリピンでは海外に行けるチャンスが少ないので、挑戦しました。」当時は全く日本語がわからなかったロバートさんが、話せた日本語は『わからない』の一言だけ。それから、言葉を書いたり、聞いたり、話したりと、努力を重ね独学で日本語を習得したそうです。「フィリピン語や英語より、日本語が一番難しいです。」とすっかり流暢な日本語で語ります。

語学学習について尋ねると、「積極的なコミュニケーションが重要です。文法の間違いなどを恐れずに、自分の言いたいことを相手に伝える姿勢。そして、相手の伝えたいことを理解しようとする気持ち、それが大切です。」と答えてくれました。

「私の学生時代の夢は、アーティストかエンジニアになることでした。でも、経済的な理由から、自分が夢を叶えるのではなく、教師になり、教える子に夢を託すことをマイゴール（目標）にしました。教える子の中には有名なアーティストになった人もいます。」と、スマートフォンでその方の作品の画像を、自分の宝物のように見せてくれました。「日本やフィリピンの教え子たちが連絡をくれたり、会いに来たりしてくれるので、とてもうれしいです。」

フィリピン大使のつもりで

ALT という仕事のやりがいについて、「子どもたちが、自ら英語で話しかけてくれると、すごくうれしいです。また、フィリピンに興味を持って質問をしてくれることが多いので、私は逆に日本のことについて子どもたちに質問します。そうすることで異文化交流をすることができて、とても楽しいです。私は『自分がフィリピン大使』というつもりになって、母国の文化を伝えることが使命だと思っています。」と笑顔で語ってくれました。

「子どもたちには、『Always do your best in everything you do. (どんなことにも全力で取り組んで)』と伝えています。何事にも諦めずにチャレンジしていつてほしいと思っています。」



「第13回歌麿まつり」開催

10月5日（土）～14日（月・祝）に開催される、恒例の歌麿まつり。期間中には、歌麿道中をはじめとした、歌麿に関する展示やイベントを行います。

日時 10月5日（土）～14日（月・祝）

場所 とちぎ蔵の街大通りおよび嘉右衛門町伝建地区周辺
内容 歌麿道中、歌麿と栃木に関する展示やイベントを行います。詳細は、市ホームページ、歌麿を活かしたまちづくり協議会ホームページ、またはチラシ等にてご確認ください。

☎ 歌麿を活かしたまちづくり協議会事務局（蔵の街課内）
☎（21）2573



フィリピンから日本へ

現在、藤岡小学校や皆川中学校で英語を教えているロバートさんが、生まれ育ったフィリピンを離れ日本に来たのは15年前。「もともとフィリピンで教師をしていました。35歳の時に日本で ALT の募集があると聞き、フィリピンでは海外に行けるチャンスが少ないので、挑戦しました。」当時は全く日本語がわからなかったロバートさんが、話せた日本語は『わからない』の一言だけ。それから、言葉を書いたり、聞いたり、話したりと、努力を重ね独学で日本語を習得したそうです。「フィリピン語や英語より、日本語が一番難しいです。」とすっかり流暢な日本語で語ります。

語学学習について尋ねると、「積極的なコミュニケーションが重要です。文法の間違いなどを恐れずに、自分の言いたいことを相手に伝える姿勢。そして、相手の伝えたいことを理解しようとする気持ち、それが大切です。」と答えてくれました。

「私の学生時代の夢は、アーティストかエンジニアになることでした。でも、経済的な理由から、自分が夢を叶えるのではなく、教師になり、教える子に夢を託すことをマイゴール（目標）にしました。教える子の中には有名なアーティストになった人もいます。」と、スマートフォンでその方の作品の画像を、自分の宝物のように見せてくれました。「日本やフィリピンの教え子たちが連絡をくれたり、会いに来たりしてくれるので、とてもうれしいです。」

フィリピン大使のつもりで

ALT という仕事のやりがいについて、「子どもたちが、自ら英語で話しかけてくれると、すごくうれしいです。また、フィリピンに興味を持って質問をしてくれることが多いので、私は逆に日本のことについて子どもたちに質問します。そうすることで異文化交流をすることができて、とても楽しいです。私は『自分がフィリピン大使』というつもりになって、母国の文化を伝えることが使命だと思っています。」と笑顔で語ってくれました。

「子どもたちには、『Always do your best in everything you do. (どんなことにも全力で取り組んで)』と伝えています。何事にも諦めずにチャレンジしていつてほしいと思っています。」

■栃木市人事行政の運営等の状況（概要）

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和5年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細については市ホームページに掲載しています。

☎ 総務人事課 ☎（21）2351

1 職員数に関する状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		5年度	6年度		
一般行政	議会	10	10	0	
	総務	246	251	5	業務増
	税務	63	61	▲2	事務の統廃合
	民生	221	234	13	業務増
	衛生	78	54	▲24	事務の統廃合
	労働	1	1	0	
	農林水産	36	38	2	業務増
	商工	36	34	▲2	事務の統廃合
	土木	107	105	▲2	事務の統廃合
特別行政	小計	798	788	▲10	
	教育	154	153	▲1	事務の統廃合
	消防	198	197	▲1	事務の統廃合
普通会計	小計	352	350	▲2	
	水道	26	26	0	
	下水道	23	23	0	
公営企業等	その他	61	62	1	業務増
	小計	110	111	1	
合計		1,260	1,249	▲11	

2 職員の給与に関する状況

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
5年度	人 153,828	千円 77,157,832	千円 3,042,391	千円 11,863,130	% 15.4	% 17.4

※人件費（B）には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

（2）職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
6年度	1,161	千円 4,685,322	千円 996,710	千円 1,877,933	千円 7,559,965	千円 6,512

※1. 職員手当には、退職手当を含みません。2. 給与費は、当初予算計上額です。

（3）職員の平均給料月額及び平均年齢（令和6年4月1日現在）

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	335,901 円	43.5 歳
技能労務職	295,159 円	56.8 歳

※1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。

2. 技能労務職とは、自動車運転手、用務員や道路補修作業員などです。

（4）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給料月額
一般行政職	大 学 卒 196,200 円
	高 校 卒 166,600 円
技能労務職	高 校 卒 158,600 円

※一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

（5）職員の経年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経年数 10 年	経年数 20 年	経年数 25 年	経年数 30 年
一般行政職	大学卒 260,994 円	353,193 円	378,236 円	409,336 円
	高校卒 —	324,225 円	354,900 円	371,033 円

※経年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

（6）行政職給料表適用職員の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	副主幹	課長 補佐	課長	部長	
職員数	56	155	182	299	120	96	79	16	1,003
構成比	5.6%	15.5%	18.1%	29.8%	12.0%	9.6%	7.9%	1.6%	100.0%

（7）職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

手当の種類	支給額等			
扶養手当	支給対象者 (1) 配偶者 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日 までの間にある子、孫及び弟妹 (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (4) 重度心身障がい者 支給額（月額）			
	配偶者	6,500 円		
	子	1 人につき 10,000 円		
	父母等	1 人につき 6,500 円		
	満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子	1 人につき 5,000 円加算		
地域手当	支給対象者 全職員 支給額（給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当）× 支給割合 支給割合は 3 %			
住居手当	支給対象者 住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員 支給額（月額）			
	借 家	28,000 円以内		
通勤手当	支給対象者 (1) 交通機関等を利用する職員 (2) 自動車等を使用する職員 支給額（月額）			
	交通機関等利用	55,000 円以内		
	自動車等使用 (通勤距離に応じ)	2,000 円から 31,600 円まで		
時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価× 125 / 100 ・週休日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価× 135 / 100 ・午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、 その割合に 100 分の 25 を加算した割合			
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	計
	6 月期	1.225 月分	1.025 月分	2.25 月分
	1 2 月期	1.225 月分	1.025 月分	2.25 月分
	計	2.45 月分	2.05 月分	4.50 月分
勤勉手当の支給月数（管理監督職を除く）は、成績標準者に係る ものです。（職制上の段階、職務の級等による加算措置有）				
退職手当	勤続年数	支給率		
		自己都合	応募認定・定年	
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
定年前早期退職特例措置として、3 ～ 45% の加算があります。				

（8）特別職の報酬等

区分	報酬等月額
市長	1,020,000 円
副市長	840,000 円
教育長	680,000 円
議長	535,000 円
副議長	465,000 円
議員	420,000 円

※市長は令和6年4月1日から9月30日まで報酬等月額の30%、10月1日から報酬等月額の10%を減額します。
※副市長は令和6年4月1日から9月30日まで報酬等月額の30%、10月1日から報酬等月額の10%を減額します。
※教育長は令和5年4月1日から報酬等月額の5%を減額しています。

3 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
(2) 不利益処分等に関する不服申し立ての状況 該当なし
(3) 職員からの苦情の処理の状況

相談事案数	0 件
処理件数	0 件